

News Release



金沢大学
KANAZAWA
UNIVERSITY

平成22年5月21日

各報道機関担当記者 殿

金沢大学広報室長
中山 敏 泰

小立野地区土壤汚染指定区域の指定解除について

日頃から、本学の教育研究活動に係る報道等に御協力いただき、誠にありがとうございます。

本学工学部跡地の小立野地区は土壤汚染対策法に基づき、有害物質により土壤が汚染されている区域として平成21年2月23日金沢市から指定されておりました。

その後、汚染土壤の除去措置を実施して、平成22年4月16日金沢市へ措置完了報告書を提出していたところ、平成21年5月21日金沢市から同法第11条第2項の規定に基づき区域の指定を解除する旨の告示がありましたので、お知らせいたします。

本件照会先：

金沢大学施設管理部施設企画課 貝吹
TEL：076-264-5101

担当：

金沢大学広報室 松本
TEL：076-264-5024

平成 22 年 5 月 21 日

金 沢 大 学

小立野地区土壤汚染指定区域の指定解除について

このことについて、本学工学部跡地の小立野地区は土壤汚染対策法に基づき、有害物質により土壤が汚染されている区域として平成 21 年 2 月 23 日金沢市から指定されておりました。

その後、汚染土壤の除去措置を実施して、平成 22 年 4 月 16 日金沢市へ措置完了報告書を提出していたところ、平成 21 年 5 月 21 日金沢市から同法第 11 条第 2 項の規定に基づき区域の指定を解除する旨の告示がありましたので報告します。

記

1. 解除区域 金沢市小立野 2 丁目 933 番の一部（工学部跡地の一部）
2. 解除日 平成 22 年 5 月 21 日
3. 措置の概要

平成 21 年 12 月～平成 22 年 3 月 汚染土壤を掘削除去（約 360m³）

平成 22 年 3 月 地下水の水質を確認（汚染なし）

4. 経 緯

水質汚濁防止法に規定する特定施設の使用廃止に伴い実施した土壤汚染状況調査の結果、特定有害物質のうち 4 物質が環境省令で定める基準に適合していなかったことから、土壤汚染対策法第 5 条第 1 項（改正前）の規定に基づき指定区域に指定された。

- 指定日 平成 21 年 2 月 23 日
 - 指定面積 1,159.8m²（内、汚染面積 365m²）
 - 汚染物質
 - ・水銀及びその化合物（基準の約 180 倍）
 - ・鉛及びその化合物（基準の約 5.4 倍）
 - ・砒素及びその化合物（基準の約 2.8 倍）
 - ・ふっ素及びその化合物（基準の約 1.1 倍）
- 土壤の除去措置 平成 22 年 3 月に完了

連絡先：施設企画課長 貝吹四郎

TEL： 264-5101

FAX： 234-4030

小立野地区の汚染土壌処理について

■これまでの経緯

- H19. 12. 17(月) ・ 下水道法 12 条の 7 に基づき特定施設廃止届
- H19. 12. 21(金) ・ 土壌汚染対策法 (以下「法」という。) 第 3 条第 1 項、同法施行規則 (以下「規則」という。) 第 4 条の規程に従い、土壌汚染調査対象地の土壌汚染のおそれを把握するための調査を実施 (H19. 12. 21~H20. 5. 30)
- H20. 5. 29(木) ・ 特定有害物質による汚染状況について市に調査報告書 (速報版) 提出
- H20. 9. 18(木) ・ 規則第 4 条に従い、汚染状況の調査を実施 (H20. 9. 18~H21. 3. 25)
- H20. 12. 22(月) ・ 金沢市に調査報告書 (平面範囲確認・法定版) 提出
- H21. 2. 23(月) ・ 金沢市により汚染地域の指定
- H21. 3. 30(月) ・ 金沢市に調査報告書 (平面範囲及び深度方向確認調査) 提出
- H21. 4. 21(火) ・ 金沢市により汚染地域の一部指定解除
- H21. 12. 10(木) ・ 金沢市へ「土地の形質の変更届書」提出, 受理後処理工事を開始
- H21. 12. 24(木) ・ 掘削除去工事開始 (工事範囲: 別図 1 参照)
- H22. 3. 31(水) ・ 除去工事完了
- H22. 4. 16(金) ・ 金沢市へ「措置完了報告書」提出
- H22. 5. 21(金) ・ 汚染地域の指定解除

■汚染の状況

1. 土壌汚染の位置

土壌汚染の位置は、金沢市より特定有害物質によって汚染された区域として、指定された下記の場所です。

指定区域「金沢市小立野 2 丁目 9 3 3 番の 1 部」面積(1, 159 m²)【別図 1 のとおり】

2. 土壌汚染の内容

水銀、砒素、ふっ素、鉛及びそれらの化合物により 1 2 地点の土壌に汚染が確認されております。(下表参照)

特定化学物質の種類	地点数	検出値 (最大)	指定基準値	第二溶出量 基準
水銀及びその化合物	2	0.09[mg/L]	0.0005	0.005
アルキル水銀	1(重複)	0.0021[mg/L]	不検出	不検出
砒素及びその化合物	1	0.028[mg/L]	0.01	0.3
ふっ素及びその化合物	1	0.81[mg/L]	0.8	24
鉛及びその化合物	8	810[mg/kg]	150	—

※地下水および排水については、いずれも環境基準に適合しております。

3. 現在の状況

安全を確保するため、次の処置を行っている。

- ・敷地全体を柵・フェンス等により立ち入り禁止の処理

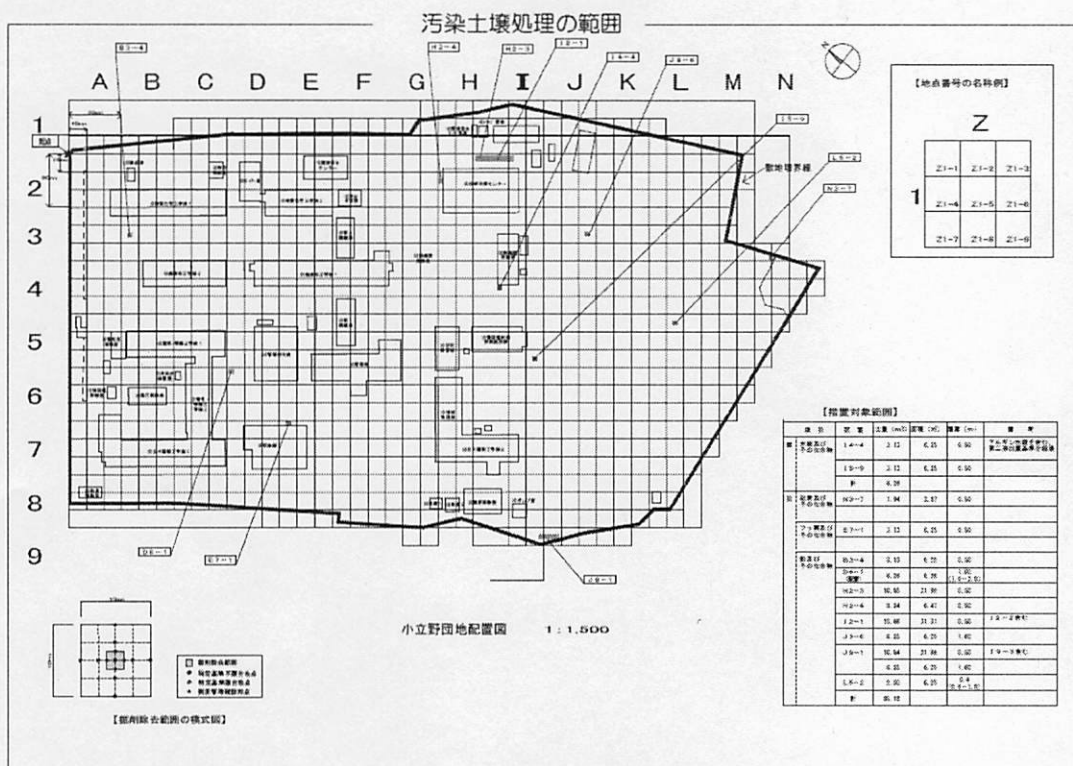
■改善の計画

汚染土壌の掘削除去を行うことにより改善する。

【処理方法の概要】 別図2のとおり

- ・ 特定有害物質により汚染された土壌は、掘削して敷地外に搬出
- ・ 敷地外に運び出した土壌は、土壌汚染対策法に基づいて定められた処理方法に従い処理施設(愛知県半田市:(株)サビック及び秋田県大館市:エコシステム花岡(株))に搬入
- ・ 汚染土壌を除去した場所の安全確認は、汚染された部分の土壌を掘削し除去した後、底面及び4側面の土壌を採取して特定有害物質の分析調査を行い、基準値を超えていないことを確認
- ・ 安全が確認された後、安全な土壌を購入して埋め戻しを実施

別図1



別図2

汚染土壌の掘削除去工事概要

